

**令和8年度**

**社会福祉法人 総社市社会福祉協議会**

**事業計画**



## ～ 基本方針（使命）～

すべての住民が自分の住み慣れた地域で  
自分らしく生き生きと豊かに暮らせる  
ふれあい、助けあい、支えあいのある  
住民主体の福祉コミュニティの実現



## ～ 経営理念 ～

- ① 住民主体の地域福祉活動の推進
- ② 地域住民及び関係機関・団体との協働による包括的な支援体制の構築
- ③ 地域の福祉ニーズに即応した先駆的・開拓的な取り組みの創出
- ④ 地域の中でその人らしい幸せな生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ⑤ 持続可能で健全な経営体制の確立

## ～ 経営方針 ～

### 【信頼される組織運営】

地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。

### 【住民参画と連携・協働】

事業の展開にあたって、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民参画と関係機関・団体等との連携・協働を徹底します。

### 【自律した経営】

事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効率的かつ安定的な経営を行います。

### 【法令遵守】

すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

## 令和8年度 社会福祉法人総社市社会福祉協議会 事業計画

### ～ 年度方針 ～

近年、少子高齢化や人口減少、単身世帯・高齢者世帯の増加などにより、家族や地域を取り巻く環境は大きく変化している。加えて、物価高騰や雇用の不安定化などにより、生活困窮や孤独・孤立の問題は一層深刻化し、制度や分野の枠を超えた複合的な課題を抱える世帯が増加している。

また、災害の激甚化・頻発化、デジタル化の進展、地域活動の担い手不足など、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しており、地域のつながりや支え合いのあり方も転換期を迎えている。

本会ではこれまで、地域住民をはじめ行政、関係団体、社会福祉法人等と協働し、見守り・声かけ活動、サロン活動、相談支援、生活困窮者支援、権利擁護、ひきこもり支援など、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進してきた。

令和8年度は、第2次総社市地域福祉活動計画の最終評価を踏まえ、第3次総社市地域福祉活動計画の実施初年度となる重要な年度である。

第3次計画では、これまで培われてきた地域の関心や気づきを、具体的な行動や仕組みへとつなげ、地域の中に定着させていく段階として位置づけている。

地域福祉の推進にあたっては、支える側・支えられる側という関係にとどまらず、地域に暮らす一人ひとりが地域の一員として関わり合いながら、日常の中で助け合いが自然に生まれる地域づくりを進めていくことが求められている。

そのため本年度は、第3次地域福祉活動計画の周知と地域の現状把握を進めるとともに、地域との対話を重ねながら、市社協の役割や支援の方向性を整理し、次年度以降の実践と評価につなげていく基盤づくりに取り組む。

また、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な相談支援、多様な社会参加への支援、地域づくり支援を一体的に推進し、地域住民・行政・関係機関との連携をさらに強化していく。

さらに、総社市においても令和8年度から「第3次総社市総合計画」が開始されることを踏まえ、本会は地域福祉の中核的な推進主体として、市の施策との連携を一層深め、地域福祉の視点から持続可能な地域づくりに寄与していく。

本年度も、地域住民、行政、関係機関・団体とともに、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向け、着実に取組みを推進していく。

## ～第3次総社市地域福祉活動計画との連動及び評価について～

本事業計画は、第3次総社市地域福祉活動計画に基づき策定するものであり、同計画に示した「活動目標」の実現に向けた単年度の実行計画として位置づける。

地域福祉活動計画が「目指す地域の姿」や「地域と市社協の役割」を示す中長期計画であるのに対し、本事業計画は、その方向性を踏まえ、年度ごとの重点や具体的取組を整理し、計画の着実な推進を図るものである。

### 1. 評価の基本的な考え方

本事業計画の評価は、「事業指標による活動量の確認」「地域福祉活動計画に基づく地域の変化の確認」の二層構造で実施する。

#### (1) 事業指標による評価

別紙「事業計画（指標）」に基づき、「実施回数」「参加人数」「相談件数」「加入率等」を中心に、各事業の実施状況を定量的に確認する。これは、事業の着実な実施状況を確認するための評価である。

#### (2) 地域の変化による評価

第3次地域福祉活動計画では、地域福祉の特性を踏まえ、事業回数や数値のみでは測れない地域の変化を重視した評価を行う。そのため本会は、地域福祉活動計画の評価委員会や地区社協等と連携し、以下の観点から振り返りを行う。

### 2. 主な評価の視点

- (1) 地域の中で助け合いや見守りが広がっているか
- (2) 相談やつながりが地域の中で自然に行われているか
- (3) 地域と専門職の連携が進んでいるか
- (4) 居場所や参加の機会が広がっているか
- (5) 地域福祉活動への関心や参加が広がっているか

本会は、事業の実施を通じて地域に生じた変化を整理し、評価委員会と共有しながら次年度の重点取組みへ反映する。

## ～ 重点テーマ ～

令和8年度は、第3次地域福祉活動計画の実施初年度として、地域に小さな変化を生み出しながら、住民・地域・関係機関がともに支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進める重要な年度である。

地域福祉を取り巻く課題は、生活困窮、孤独・孤立、ひきこもり、権利擁護など複合化・複雑化しており、制度や分野の枠を超えた相談支援や関係機関の連携がこれまで以上に求められている。

そのため本会では、地域住民の主体的な取組みを、地域と相談支援のつながりを一体的に進めていく。

以上を踏まえ、令和8年度は次の6つを重点テーマとして取り組む。

### ■重点テーマ1 『持続可能な法人運営と組織基盤の強化』

地域福祉を継続的に推進していくためには、安定した法人運営と組織基盤の充実が不可欠である。本年度は、組織運営、人材育成、財源確保、広報機能の充実等に取り組み、法人としての基盤強化を図る。

### ■重点テーマ2 『第3次地域福祉活動計画の推進基盤づくり』

第3次地域福祉活動計画の実施初年度として、計画の周知、地域の現状把握、地域との対話を重点的に実施し、次年度以降の実践と評価につなげる基盤づくりを行う。

### ■重点テーマ3 『包括的相談支援と多機関協働の推進』

分野を横断する複合的な課題に対応するため、制度や分野の枠にとらわれず相談を受け止め、適切な支援へつなぐ体制の充実を図る。

#### ■重点テーマ4 『孤独・孤立対策の強化』

生活困窮、ひきこもり、判断能力に不安のある方など、支援が届きにくい人や制度につながりにくい人への支援の重要性が高まっている。これらの課題は複合的に重なり合うことが多く、個別分野ごとの支援だけでは十分な対応が難しい状況にある。そのため本年度は、生活困窮者支援、ひきこもり支援、権利擁護支援等を相互に連動させ、早期発見・早期支援の視点を重視しながら、安心して地域で生活を継続できる重層的支援体制の充実に努める。

#### ■重点テーマ5 『地域福祉活動への参加のきっかけづくりと関わりの継続支援』

地域活動の担い手不足や固定化は長年の課題であり、短期間で大きな変化を生み出すことは難しい状況にある。一方で、地域福祉活動に関心を持ちながらも関わるきっかけがない人や、継続的な参加につながっていない人も多い。

そのため本年度は、地域福祉活動に関心を持つ人が無理なく関われるきっかけづくりを進めるとともに、関わり続けることができる環境づくりを通じて、地域福祉活動への参加の裾野を広げていく。

#### ■重点テーマ6 『在宅福祉サービスの安定的な提供』

介護保険及び障害福祉サービスは、住み慣れた地域での生活を支える重要な基盤である。利用者が安心して在宅生活を継続できるよう、質の高いサービスの提供と安定的な事業運営を図る。

なお、各重点テーマは、本会が実施する各事業の方向性を示すものであり、具体的な事業内容については次ページ以降において整理している。

各事業は、6つの重点テーマを踏まえながら相互に関連し、連動して推進する。

## ～事業内容～

### 1. 法人運営事業

(1) 組織運営	
目的	社会福祉法の改正から、さらなる経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図る。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>①理事会の開催</li> <li>②評議員会の開催</li> <li>③評議員選任・解任委員会の開催</li> <li>④監査会の開催</li> <li>⑤中期経営計画の進捗管理及び中間評価</li> <li>⑥事業継続計画（BCP）の見直し</li> <li>⑦AIを活用した業務効率化</li> </ul>
(2) 人材育成	
目的	本会職員の資質向上や人材育成を推進するため、研修体系の見直しや人材育成の仕組みを整備する。 めざすべき職員像や目標の明確化につなげるため、中・長期的な方針を定める。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>①職員採用計画の策定</li> <li>②職員研修会の開催</li> <li>③職位別研修の受講</li> <li>④専門研修の受講</li> <li>⑤役職員研修会の開催</li> <li>⑥評価制度の検討</li> </ul>
(3) 福祉関係機関、団体との連携	
目的	福祉関係団体へ活動費を助成するとともに活動を支援する。
事業名	①市内の福祉関係団体の事業執行状況等を確認しながら、各団体へ助成

(4) 社会福祉協議会会員加入促進と強化	
目的	厳しい社会情勢の中、自主財源確保のため、各地区社協の協力を得て会員の増強に努める。
事業名	①地区社協を通じて、会員加入について協力を依頼する ②賛助会員、特別会員（法人・団体）の拡充 ③未加入地域への説明会の実施
(5) 社協活動の周知・啓発の強化	
目的	社会福祉協議会の事業啓発・促進のため、「みんなのちいきふくし」（社協だより）を年3回発行するとともに、ホームページに事業案内、報告等を積極的に掲載する。
事業名	①社協だよりの発行、充実 ②社協パンフレットの配布 ③ホームページの更新、充実 ④SNSによる情報発信
(6) 民生委員互助共励事業の実施	
目的	民生委員・児童委員の相互扶助と資質の向上をめざす。
事業名	①会員の死亡や傷病、災害にかかる弔慰金、または見舞金給付の手続き
(7) 視察研修事業	
目的	他市町村社協等からの視察を受け入れる
事業名	月1件程度を目安として他市町村からの視察を受け入れる。 なお、視察等の受け入れに関する要領に基づき資料代を徴収する。

## 2. 共同募金・赤十字事業

(1) 共同募金運動の実施	
目的	「じぶんの町を良くするしくみ」をスローガンに、10月1日から全国一斉に展開される共同募金運動を本市においても実施する。
事業名	①共同募金運動の推進（周知・啓発強化） ②共同募金ポスター作品コンクールの実施
(2) 赤十字事業の実施	
目的	社員増強運動月間（5月）にあわせて、地区社協、赤十字奉仕団の支援により、赤十字の会員の加入促進を行う。
事業名	①赤十字会員増強運動の実施 ②災害救護事業の実施 ③赤十字奉仕団活動の充実 ④講習会の広報活動

## 3. 災害救援活動、災害救援募金の実施

(1) 災害救援活動、災害救援募金等の実施	
目的	他市町村で大規模災害等が発生した際に、災害ボランティアセンター等への職員派遣、災害義援金、災害救援募金等の受付窓口を担う。
事業名	①災害ボランティアセンターへの職員派遣要請に基づく調整 ②災害救援活動、災害救援募金等の実施

#### 4. 地域福祉活動事業

(1) 住民主体の地区社協活動・小地区社協活動の推進及び支援	
目的	地区社協(16地区)による、住民主体の地域福祉活動の推進を目的とする。
事業名	①地区社協会長会議の開催 ②地区社協活動（地域生活課題の解決に向けた事業展開）の検討 ③小地域ケア会議・圏域地域包括ケア会議との連携 ④地区社協活動の推進（多世代交流事業、見守り訪問、敬老事業等） ⑤地区社協だよりの発行支援
(2) 民生委員・児童委員活動との連携	
目的	社会福祉の増進を目的（民生委員法第1条）として、地域で活躍する民生委員・児童委員との連携を図り、地域福祉を推進する。
事業名	①市民生委員児童委員協議会への参加 ②地区民生委員児童委員協議会定例会への参加 ③民生委員・児童委員の地域福祉活動を支援
(3) 福祉委員活動の推進	
目的	福祉委員を委嘱し、地域福祉活動の担い手の育成・強化・充実に努めるとともに、広く市民に福祉委員活動を周知・啓発する。 また、子どもたちが地域の担い手として、地域福祉活動を実践し、住んでいる地域や福祉について理解を深めるため、子ども福祉委員を任命。子どもたち自身の学びの場（福祉学習）や将来の担い手育成につなげる。
事業名	①福祉委員の委嘱 ②市福祉委員協議会の活動支援 ③地区福祉委員会の活動支援 ④民生委員・児童委員と合同研修会の開催 ⑤福祉のささえあいフォーラムの開催 ⑥子ども福祉委員活動の推進
(4) ふれあいサロン事業の推進	
目的	地域の中の身近な集いの場として根付いているふれあいサロン活動の効果や課題などの現状を改めて確認し、今後のふれあいサロン活動のより一層の

	充実を図る。
事業名	①ふれあいサロン運営支援 ②新規ふれあいサロンの立ち上げ支援 ③ふれあいサロン交流会の開催
(5) ボランティアセンター事業の実施	
目的	市内におけるボランティア活動（個人・団体）を推進するため、相談支援を実施し、ボランティアニーズについてコーディネート機能を果たす。 また、ボランティアの養成を実施する。
事業名	①周知啓発 ②ボランティア（グループ、個人）活動の支援 ③ボランティア活動のコーディネート ④ボランティアグループ交流会の開催 ⑤ボランティア養成講座（入門編）の開催 ⑥ジュニアボランティア養成講座の開催 ⑦夏のボランティア体験事業の実施 ⑧高校生ボランティアリーダー養成講座の開催 ⑨学生ボランティアチームの活動支援 ⑩ボランティア連絡協議会の支援
(6) ボランティアセンター運営委員会	
目的	ボランティアに関する多分野のネットワークを構築し、多様なニーズに対応できる仕組みづくりを図る。
事業名	①運営委員会の開催 ②ボランティア推進部会の開催 ③災害ボランティア部会の開催 ④災害ボランティアセンター設置演習の実施
(7) 福祉教育の推進	
目的	市内の学校や市民、企業等を対象に「福祉」を通して、思いやりの心を持って共に生きる社会づくりに必要な学習を支援する。
事業名	①社会福祉学習支援事業の実施

	②県立高校の社会貢献活動と連携 ③福祉教育意見交換会の開催 ④福祉学習メニューの改定及び外部講師の拡充
(8) 生活福祉資金等の貸付	
目的	福祉資金の貸付により、経済的に自立した生活を営むことができるよう支援する。
事業名	①生活福祉資金の貸付 ②緊急援護資金の貸付
(9) 子育て支援事業の実施	
目的	子育てサロン活動の充実、子ども食堂の開設、及び子どもまつりの開催を推進し、地域密着型子育て支援や多世代交流の充実を図る。
事業名	①子育てサロンの支援 ②地域密着型子どもまつりの開催支援 ③子ども食堂開設、運営支援 ④子ども食堂連絡会の開催 ⑤子ども食堂と企業・団体とのつながりづくり講演会（仮）の開催（新規）
(10) 福祉団体の支援	
目的	高齢者等団体（老人クラブ、ひとり暮らし高齢者の会、総社介護者の会）の事務局を担うとともに、活動の支援を行う。
事業名	①老人クラブ連合会（いきいきシニア総社）の活動支援 ②ひとり暮らし高齢者の会（松寿会）の活動支援 ③総社介護者の会の活動支援
(11) 社会福祉法人の公益的な取り組みへの参画	
目的	総社市内に拠点のある社会福祉法人が、社会福祉法第24条第2項に規定される「地域における公益的な取組」を協働して行うことをめざすと共に、会員相互及び行政機関等との連携を図ることを目的とする総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会（ふくしネットそうじゃ）の活動に参画する。また、本協議会の事務局を担う。
事業名	①総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の運営

	②各機関で把握している「要支援者」の情報（ニーズ）の把握 ③社会貢献活動の実施
（１２）日常生活自立支援事業の実施	
目的	認知症や障がいのある方など、自分で判断することが難しい方々が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス及び書類等の預かりサービスを行う。
事業名	①日常生活自立支援事業の実施 ②生活支援員の活動支援
（１３）法人後見事業の実施	
目的	権利擁護センター（中核機関）における受任調整を経て、法人後見受任し、被後見人等の身上監護、財産管理を行う。また、市民後見人（複数受任や法人後見支援員）と協働による支援を推進する。
事業名	①法人後見事業の実施 ②法人後見支援員の活動支援 ③市民後見人との複数後見活動の推進
（１４）社会福祉士ソーシャルワーク実習の受入	
目的	実践現場における体験を通し、社会福祉士としての実践力を身につけ、専門業務内容が有効に実践できる能力を養う。
事業名	①社会福祉士ソーシャルワーク実習生の受入

## 5. 生活支援体制整備事業

(1) 協議体等の開催	
目的	生活支援サービスに関する検討や開発提案、生活課題の解決に向けた具体的な取り組みを協議する場や情報共有の場として開催する。
事業名	①総社市生活支援サービス検討委員会（第1層協議体）の開催 ②圏域地域包括ケア会議（第2層協議体）の開催 ③生活課題調査部会の開催 ④移動部会（仮）の開催 ⑤生活の支え合い活動情報交換会の開催 ⑥地域の担い手・居場所づくり情報交換会の開催 ⑦給食・買い物事業者情報交換会の開催
(2) 社会資源の現状把握・活用・開発	
目的	生活課題の解決に向けた生活支援サービスの立ち上げ支援を実施する。また、生活支援サービスが継続できるよう、運営支援を実施する。
事業名	①生活支援サービスの立ち上げ・運営継続支援 ②定年前後の生きがいづくり講座の開催
(3) 生活支援にこここサポーター連絡会への支援	
目的	住民主体による高齢者の生活支援サービスを実施する。また、こここサポーター事業の充実をめざして、サポーター相互の連携を図ることや情報交換、福祉活動等への参加につなげるため、サポーター連絡会を開催する。
事業名	①生活支援こここサポート事業の実施 ②こここサポーター連絡会の開催
(4) 介護予防・生活支援サポーターの養成	
目的	介護予防・生活支援に関する知識を高めるとともに、その活動が実践できる人材を育成する。
事業名	① 介護予防・生活支援サポーター養成講座の開催

## 6. 市町村社協相談支援体制強化推進事業

(1) 新型コロナ特例貸付借受世帯へのフォローアップ支援	
目的	新型コロナ特例貸付借受世帯への相談支援等によるフォローアップと、相談支援体制の強化を行う。
事業名	①相談支援 ②食料・日用品等の提供によるつながりづくり

## 7. 介護予防拠点施設等管理運営事業

(1) さんあいの家、ひだまりの家、やすらぎの家、及び山手ふれあいセンターの指定管理	
目的	令和4年度から5年間、介護予防拠点施設等（さんあいの家、ひだまりの家、やすらぎの家、山手ふれあいセンター）を管理する。
事業名	①さんあいを家の管理運営 ②ひだまりを家の管理運営 ③やすらぎを家の管理運営 ④やすらぎの家管理運営委員会及び管理ボランティアの会の開催 ⑤山手ふれあいセンターの管理運営

## 8. 障がい者福祉事業

(1) 障がい者基幹相談支援センターの設置運営	
目的	地域における障がい者相談支援の中核的な役割を担うワンストップの相談窓口。障がいのある方の日常生活に関する相談、福祉サービスに関する情報提供等を行うとともに、地域の方や関係機関と連携し、障がいのある方が自分らしく安心して暮らせる地域づくりに取り組む。
事業名	①相談支援 ②地域の相談支援事業者間の連絡調整 ③関係機関、団体との連携 ④地域自立支援協議会の運営
(2) 発達障がい者支援体制整備事業の実施	
目的	総社市における発達障がい者（児）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図る。
事業名	①相談支援 ②発達障がい支援者養成講座の開催 ③世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間啓発イベントの開催 ④専門職派遣事業の実施 ⑤子育て支援研修会の開催
(3) 障がい者千五百人雇用センターの設置運営	
目的	相談者に対して就職相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を行う。企業に対して障がい者雇用についての理解促進を図る。
事業名	①求職者の相談支援（生活面含む） ②就職者の職場定着支援 ③登録者の状況確認 ④就労支援セミナーの開催 ⑤就職準備講座の開催 ⑥障がい者ワークわくそうじゃ就職面接会への協力 ⑦工賃向上セミナーの開催

(4) 地域自立支援協議会の運営	
目的	総社市内の障がい者団体、福祉施設、関係機関との連携及び障がい者（児）福祉の向上を図るために、総社市地域自立支援協議会を運営する。
事業名	①全体会 ②運営会議 ③実務担当者会議 ④専門部会・連絡会
(5) 障がい福祉フォーラム「ハートフルそうじゃ」の開催	
目的	地域自立支援協議会が中心となり、障がいのある方が地域で安心して暮らせるまちづくりの推進を目指し、障がい者週間に合わせて開催する。
事業名	①ハートフルそうじゃ ②障害者週間啓発活動（障害者週間：12/3～12/9）

## 9. 権利擁護事業

(1) 権利擁護センター運営委員会及び支援検討委員会の開催	
目的	運営委員会では、権利擁護センターの運営方針の審議及び権利擁護課題への対応を行う。また、支援検討委員会では困難事例等の検討を通じて支援者への助言を行う。
事業名	①運営委員会の開催 ②支援検討委員会の開催 ③専門職支援チームによるケース会議の開催
(2) ワーキンググループの開催	
目的	権利擁護センター運営における課題等について、より専門的に検討・協議するため、課題別ワーキンググループを設置する。
事業名	①地域での暮らしを支える意思決定支援ワーキンググループ
(3) 成年後見制度に関する事業（中核機関に関する事業）	
目的	成年後見制度利用促進を図るため、その中核機関として求められる相談機能・広報機能・担い手育成・後見人支援機能を中心にそれぞれ実践し、制度の普及・啓発を図る。
事業名	①相談対応 ②成年後見制度普及啓発事業 ③市長申立て事務の補助 ④市民後見人養成事業 ⑤市民後見人フォローアップ事業 ⑥権利擁護推進講座の開催 ⑦弁護士・社会福祉士による成年後見制度に関する無料相談会の開催 ⑧後見人支援 ⑨後見等候補者リスト登録者との連携 ⑩後見等候補者リスト登録説明会の開催

(4) 虐待対応に関する事業	
目的	高齢者・障がい者への虐待、児童虐待、DVなど多問題重複事例への対応・支援などを行う。
事業名	①相談対応支援 ②総社市要保護児童対策地域協議会との連携 ③虐待防止のための研修会の開催
(5) 入居等の支援に関する事業	
目的	住まいを確保する際に、保証人等が確保できない方への支援、及び虐待やDV、派遣契約を打ち切られたこと等により、緊急的な住まいが必要な方の支援を行う。
事業名	①相談支援 ②入居支援団体等との連携
(6) 犯罪被害者支援に関する事業	
目的	犯罪被害にあった方への支援を行政や犯罪被害者支援団体等の関係機関と連携して行う。 犯罪被害者支援の周知啓発を目的とした市民向け講演会の開催、関係機関・団体と連携し、犯罪被害者や市民に向けて相談窓口の周知・啓発を行う。
事業名	①相談対応 ②犯罪被害者支援講演会の開催
(7) 権利擁護推進に関する事業	
目的	市民にとってわかりやすい権利擁護支援を目指した取り組みを行う。 地域住民向けに、生活に身近な問題の法律知識を得る機会や、支援関係機関向けに、権利擁護支援に必要な助言を得られる機会を提供する。 また、市内の専門職等の権利擁護支援ネットワークの構築を図る。
事業名	①法律ミニ講座の開催 ②専門職対象の法律相談 ③ネットワークの構築

## 10. 生活困窮者支援事業

(1) 生活困窮支援センター相談業務	
目的	生活困窮者支援に必要な各種相談業務を行い、生活困窮者が再び貧困状態へ陥ることを防止し、自立に向けた支援を行う。
事業名	①自立相談支援事業 ②就労準備支援事業 ③家計改善支援事業 ④家計相談会の開催 ⑤支援調整会議の開催
(2) 生活困窮支援センター協議会及び専門部会の開催	
目的	協議会は、生活困窮支援センターの運営方針の審議及び生活困窮課題への対応を行うことを目的に開催する。
事業名	①生活困窮支援センター協議会の開催 ②常任委員会の開催 ③専門部会の開催（学習支援、子ども食堂等支援部会）
(3) 学習等支援事業「ワンステップ」の実施	
目的	本事業で連携する大学の学生や教員等OB・OGが生活困窮家庭の児童生徒に対し、学習支援や進路などの相談を実施することで、高校進学促進及び高校中退の防止を図る。 また、児童生徒の居場所としての機能を果たし、児童生徒期から地域の人とふれあう機会を増やすことにより、児童生徒自身が地域に見守られて育つ意識を持てるようにする。
事業名	①学習支援（中・高校生版） ②学習支援（小学生版） 「NPO法人保育サポートあい・あい」に委託し実施 ③参加生徒、大学生・一般ボランティア交流会プログラム ④大学生・一般ボランティア振り返り会の開催 ⑤県内大学のオープンキャンパスへの参加 ⑥社会体験プログラムの実施

	<p>⑦職業人の話を聞く会の開催</p> <p>⑧各専門機関との連携</p>
<p>(4) 食糧支援に関する事業の実施</p>	
目的	<p>食糧ロスの削減、食育の機会を図るとともに、総社市フードドライブネットワーク（順正学園・おかやまコープ・ふくしネットそうじゃ・総社市）と協働し、生活困窮世帯へ生活の改善、自立につながる食糧支援を実施する。</p>
事業名	<p>①順正学園ボランティアセンターとの連携</p> <p>②おかやまコープとの連携</p> <p>③フードドライブの実施</p> <p>④子ども食堂への食材提供</p> <p>⑤岡山県立大学フードバンクグループとの連携</p>
<p>(5) ふくしネットそうじゃ（総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会）との連携</p>	
目的	<p>制度の狭間にある福祉課題への取り組みを検討する中で、生活困窮支援センターの取り組みの中から見えてきた課題と一致するものについて、連携して取り組む。</p> <p>なお、本センターとして、以下について協力を求めるものとする。</p>
事業名	<p>①生活困窮者等の住まいの確保</p> <p>②生活支援物資の確保</p> <p>③ボランティア体験・就労体験の場の創出と提供</p>

## 1 1. ひきこもり支援事業

(1) ひきこもり支援センター「ワンタッチ」の相談業務	
目的	「ひきこもり」に関するワンストップ相談窓口として、関係機関と連携して、来所、自宅等への訪問、電話、電子メールでの相談等、様々な手段により当事者及び家族に寄り添い、当事者の多様な社会参加及び自律につながる相談支援を行う。
事業名	①相談対応 ②本センターの情報提供 ③ひきこもりケース検討会の開催 ④相談スキルの向上
(2) ひきこもり支援等検討委員会	
目的	ひきこもり支援センター“ワンタッチ”の運営、事業の計画・推進（支援者の養成、居場所の設置等）予算の執行、規定の整備等について審議する。
事業名	①ひきこもり支援等検討委員会の開催 ②専門部会の開催（支援者養成部会）
(3) ひきこもりサポーターの養成	
目的	市民の立場により、ひきこもり当事者との関わりをもち、地域でのアンテナ役として周知啓発や居場所の管理・運営等を担っていただく人材を養成する。ひきこもりサポーター養成テキストを活用した講座を開催する。
事業名	①ひきこもりサポーター養成講座の開催 ②ひきこもりサポーターフォローアップ研修の開催 ③ピアサポーターの育成
(4) ひきこもりサポーター活動への支援	
目的	本センター個々の支援活動に応じて、ひきこもり当事者・家族とサポーターをつなげるコーディネートを行い、「ひきこもりサポーター」の活動を継続的に取り組めるよう支援する。
事業名	①ひきこもりサポーター全体定例ミーティングの開催 ②ひきこもりサポーター係別ミーティングの開催 ③当事者による常設居場所内外の社会参加活動のコーディネート

(5) 居場所の設置、運営	
目的	民間の住宅を借り上げ、ひきこもり当事者や家族が気軽に安心して立ち寄れる居場所を運営する。
事業名	①居場所の設置・運営 ②夜型居場所の設置・運営 ③メタバースを活用した居場所の実施
(6) ひきこもり家族会への支援、参加家族の拡充	
目的	ひきこもり家族を対象とした、情報交換、研修会等を行い、「ひきこもり家族会」が自主運営化されるよう支援し、家族会への加入促進を図る。
事業名	①研修会の実施 ②情報交換会（定例会）の開催 ③通信の発行
(7) 全国ひきこもり支援基礎自治体サミットへの協力	
目的	令和元年度全国発の「全国基礎自治体サミット in そうじゃ」を総社市が開催。今後、サミットに関して、参加予定地と協力体制を図り、ひきこもり支援の具体策を研究し全国に発信する。
事業名	①サミット開催地と開催運営に関する協力連携
(8) ひきこもり者現状確認と地域との連携強化	
目的	各地域において、ひきこもりについて考える機会を作り、地域住民へひきこもりに関する正しい理解を広めていく。また地域の見守り支援に携わる関係者等の会議（民生委員・児童委員定例会、小地域ケア会議等）へ出席し、連携を深める。
事業名	①民生委員児童委員協議会定例会等への出席
(9) 教育・福祉・保健医療の連携強化	
目的	不登校をきっかけにひきこもりとなることが想定される対象者について、義務教育後も支援が継続できるように、学校及び教育支援センター、保健師（市担当課・備中保健所）と連携し支援する。

事業名	①ひきこもりケース検討会の実施（再掲） ②教育機関等との連携、意見交換会連絡会へ出席
（１０）周知啓発活動の実施	
目的	ひきこもり当事者やその家族をはじめ、広く一般市民、地域の関係者等へひきこもりへの理解と、本センターが行うひきこもりの相談支援や社会参加支援等について周知啓発する。
事業名	①ひきこもりミニ出前講座の実施 ②ひきこもり支援センター紹介チラシの配布 ③社協だより等への記事掲載 ④ホームページ・Facebook等により情報発信

## 1 2. 重層的支援体制整備事業

（１）重層的支援体制整備事業	
目的	既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。
事業名	①包括的相談支援事業 ②地域づくり事業 ③参加支援事業 ④多機関協働事業

### 1 3. 在宅福祉サービス事業

(1) 介護保険事業	
目的	介護保険制度に基づき、在宅生活を維持される利用者及び家族への支援を行う。
事業名	①居宅介護支援事業（ケアプラン作成、定期的な再評価） ②訪問介護事業（ホームヘルパー派遣） ③研修会の実施 ④家族への満足度アンケート調査の実施
(2) 障がい福祉サービス事業	
目的	障害者総合支援法に基づき、障がいのある方が在宅で自立した生活が送れるよう支援する。
事業名	①相談支援事業（サービス等利用計画の作成及び評価） ②障害児相談支援事業（サービス等利用計画の作成及び評価） ③障害支援区分認定調査 ④居宅介護事業（ホームヘルパー派遣） ⑤移動支援事業
(3) 車いす貸出し事業	
目的	市内へ居住する高齢者及び障がい者（児）等の福祉の増進を図り、安全に移動できる手段として、車いすの貸し出しを行う。
事業名	①在宅の高齢者及び障がい者 ②けがや病気で緊急、若しくは一時的に必要な方
(4) 虐待防止委員会の開催	
目的	介護保険事業及び障がい福祉サービス事業の利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、虐待の防止に努める。
事業名	①虐待防止に係る研修を行い、虐待の分類について、職員に周知する。 ②事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。

(5) 感染対策委員会の開催	
目的	利用者・家族及び職員の安全を確保するため感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い介護・障害サービス支援の提供を図る。又、事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。
事業名	①情報の収集、整理を行い、事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練を実施し、必要に応じてマニュアル等の作成を行う ②感染症発生時の対応の検討
(6) 事業継続計画（BCP）の策定及び災害時机上訓練の実施	
目的	災害発生後も途切れることなく、サービスを安定的に提供できる仕組みを構築し、災害時であっても、利用者が自宅で生活を継続できるように支援する。
事業名	①職員の安全を最優先に考え職員の家族を含めた安全対策を行う ②早期の対応が必要とされる業務（非常時優先業務）を適切に実施する体制を確保する。 ③必要な資源（人員、設備、資機材等）や対策を事前に定めて災害発生後の業務継続に万全を期することを目指し訓練を繰り返し行う。